

資格取得届等に個人番号の記載について

今般、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、令和5年6月1日より、資格取得届及び被扶養者異動届について、個人番号（マイナンバー）の記載が必須となりました。

それに伴い、事業主は届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することとされておりますので、届出の際は記載漏れのないようお願いいたします。

なお、住所の記載につきましては、住民票の住所を記載していただきますようお願いいたします。

※個人番号の記載がない場合は、受付できず返却させていただく場合がございますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ [事業主の皆様、資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記載をお願いします](#)

問い合わせ先

東京都電気工事健康保険組合

適用課 TEL03-3861-1854